



第2部 基本構想

第1章 東近江市の将来性

第1節 東近江市のアイデンティティ※

1 豊かな自然と歴史・文化を備えたまち

本市は、豊かな森林が広がり、そこで育まれた木の文化は後に全国に広がった木地師の歴史を生み出しました。鈴鹿山脈を水源として、琵琶湖に流れ込む愛知川、日野川等の大小の河川が市内を東西に流れるほか、集落を流れる小川、地域に点在する湖沼等が美しい水辺の景観を形成しています。

丘陵部等には、人々の暮らしと密接につながってきた里山が点在し、人と自然が調和した地域となっています。

また、これらの美しく豊かな自然を背景に、古刹百済寺、紅葉の名所である永源寺、岩峰が特徴的な赤神山に鎮座する阿賀神社（太郎坊宮）等の寺社をはじめ歴史的な資源が数多く残されています。

本市は、こうした多様で豊かな自然と奥深い歴史・文化を地域活性化の資源とすることができるまちです。

2 多様な産業が発達したまち

本市は、古くから主要街道が交わる交通の要衝として、人、物、情報、文化等が行き交う市場町や門前町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られました。

近江商人は「陰徳善事」の理念をもち、社会貢献の一環として、社寺や教育機関への寄附、寺子屋の運営などを行い、優れた人材を輩出してきました。

「売り手によし、買い手によし、世間によし」の「三方よし」の精神を実践したことにより、商人文化が結実し、現代にもその精神は受け継がれています。

また、現在も交通網が発達し、道路では八日市インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジを有する名神高速道路、国道8号、307号、421号、477号等が広域幹線網を形成しており、鉄道においては近江鉄道が市域を縦横し、JR琵琶湖線の能登川駅には新快速電車が停車するなど京阪神への通勤・通学圏としての利便性を有しています。

これらの交通網により、インターチェンジ周辺や工業団地等を中心に電気機器、IT関連等先端産業の企業や事業所の進出が進み、内陸型の工業地として地域の雇用が支えられています。

一方、市域には広大かつ肥沃な農地が広がり、古くから集落単位で守られてきた水田で近江米が盛んに生産されているほか、近江牛をはじめ、メロン、梨等の特産品も多く生産され、滋賀県下一位の農業生産額を誇っています。

また、市域の6割近くを占める森林で営まれる林業、琵琶湖周辺で営まれる漁業など多様な産業が展開する地域です。

本市は、こうした多様な産業が更に発展することで雇用が確保され、地域を活性化することができるまちです。

※アイデンティティ：地域の個性、特性など自信をもって将来に引き継いでいくことができる地域らしさ

3 近畿圏と中京圏の交流連携の窓口位置するまち

本市は、京都・大阪・神戸といった大都市を有する近畿圏と名古屋を中心とする中京圏の結節点に位置しています。また、高速道路網や鉄道網が発達した地域でもあり、それぞれの圏域への交通利便性も高く、平成23年（2011年）には、三重県とつながる国道421号の石樽トンネルが開通し、中京圏との新たな交流の窓口が開いたことで交通量が飛躍的に増加しています。

本市は、こうした近畿圏と中京圏の中間に位置する立地性、交通利便性等を生かし、二つの大都市圏域との交流を物的にも文化的にも深め、連携することで地域の活性化につなげていくことができるまちです。

4 地域性豊かなまち

本市は、1市6町の合併により誕生しましたが、それぞれの地域では、豊かな自然環境の中、その地域で育まれた歴史、暮らしの文化や伝統などが脈々と現代に受け継がれています。

また、農村集落においては、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、惣村の自治精神が古くから育まれてきました。各地域において長年にわたり培われてきたこうした歴史文化や精神性は、現代の本市の暮らしやまちづくり、産業活動と密接な関わりをもち、豊かな地域性を見せています。

さらに、福祉、環境、教育など多様な地域活動が展開されており、多くの方が地域で活躍しています。本市は、こうした地域自らが考え、取組を行うことができる地域性を生かし、そこに関わる市民がまちづくりの主人公として人材が育ち、豊かな地域性を更に発展させることができるまちです。

第2節 東近江市の未来に向けて

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、全国で「地方創生」の取組が進められていますが、本市においては、平成17年(2005年)以降、人口の減少が続き、今後もその傾向が続くと予測されており、今後のまちづくりの方向性を定める上で重要な局面を迎えています。

本市の立地特性、人口規模、面積、産業構造等をみると、日本の縮図ともいえるべき地域として様々な課題や可能性が凝縮しているとも捉えることができ、この地域での課題の解決と活力や魅力のある地域づくりは、日本全体が発展するモデルにつながるという夢が描ける地域といえます。

さらに、大消費地に近い地理的優位性を持ち、豊かな自然と歴史や文化、多様な産業があり、地域性豊かな精神性や文化が現代にも受け継がれ、多様な人材が育っているまちとして、将来に向け大きく発展する可能性を有しています。

合併後10年が経過した今、そうした本市の「アイデンティティ」について、市民と行政が互いに確認や理解をし、改めて見つめ直し、磨き上げ、最大限に活用することで、次世代を見据えたまちづくりや地域の誇りに繋がると考えます。

そこで、多様な「ひと」があふれ、脈々と受け継がれるとともに、現代に対応した多様な「暮らし」、それを支える様々な産業や基盤がある「まち」といった本市の魅力点を点から線につなげ、異分野の取組や考え方を融合し、新たな価値や発想を創出することで、将来に向け新たなステージに駆け上がることができるものと考えます。

第2章 将来都市像とまちづくりの基本方針

第1節 将来都市像

うるおいとにぎわいのまち 東近江市

～鈴鹿から琵琶湖の恵みを生かし 人が輝くまちづくり～

本市は、東の鈴鹿山脈から西の琵琶湖まで、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる水と緑の豊かな自然を大切にした調和のとれた美しいまちであり、古代から近世に至る歴史遺産、惣村や近江商人等の精神を育み綿々と続く地域の暮らしなど、悠久の歴史・文化が脈々と息づくまちです。

こうしたそれぞれの地域の個性や魅力的で豊かな資源を生かしつつ、共に力を合わせ市民自らの手でまちを創り出し、産業経済活動が活性化し、地域全体が元気でにぎわいのあふれる自立的なまちを目指します。

そして、個性豊かなまちを舞台に、若い世代からお年寄りまで、誰もが健康で明るくいいきと輝きながら暮らし、「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できる東近江市でありたいと考えます。

第1章

第1節

第2節

第2章

第1節

第2節

方針基本1

方針基本2

方針基本3

方針基本4

認識の

第3章

第4章

第5章

第2節 まちづくりの基本方針

基本的な視点

人口減少社会を克服し将来都市像を実現するため、まちづくりを担う「ひと」を育て、いきいきとした「暮らし」があり、活力に満ちたにぎわいのある「まち」をつくっていく必要があります。これらを推進するためには市民に信頼される「行政経営」が必要です。そこで、将来都市像を実現するため、次の4つの視点をまちづくりの基本方針とします。

基本方針 1 **ひと** ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

基本方針 2 **暮らし** ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

基本方針 3 **まち** ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

基本方針 4 **行政経営** ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

共通の認識

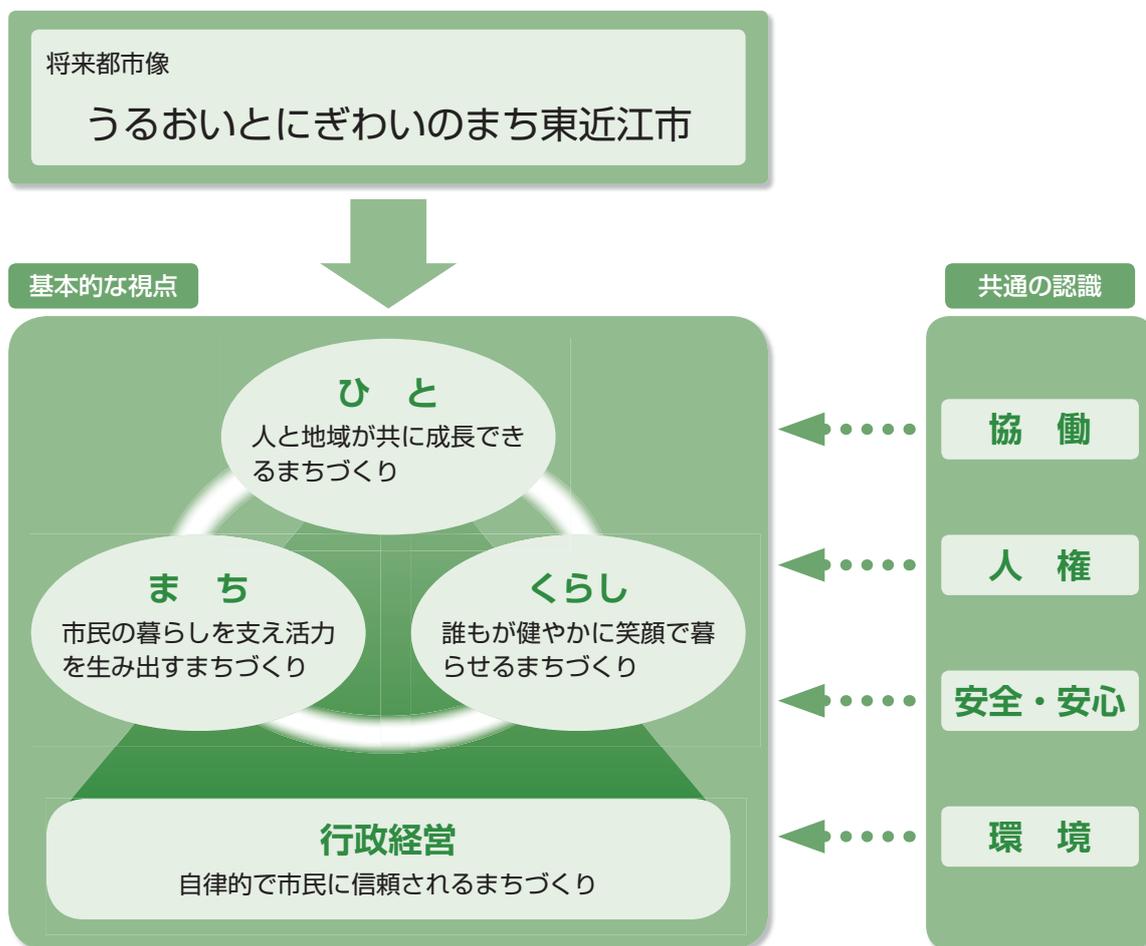
人口減少社会を迎え財政的にもますます厳しくなる状況を認識し、市民と行政がそれぞれの役割を担い協働でまちづくりに取り組む必要があります。

また、市民一人一人の人権が尊重され安全で安心な暮らしを実現することが重要です。

さらに、先人から引き継いだすばらしい環境を将来世代にしっかりと引き継ぐため、持続可能な成熟した社会をつくることが求められています。

そこで、将来都市像を目指して、まちづくりの基本方針を推進するための施策の実施に当たっては、次の4つの視点を常に念頭に置くべき「共通の認識」とします。

- ① 協働 ② 人権 ③ 安全・安心 ④ 環境



基本方針 1 **ひと** ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

地域自治に対する意識が高く多様な地域活動が活性化し、地域の課題を解決する能力が高いまちを目指します。

保護者が子育ての第一義の責任を有するという基本的な認識のもとに、全ての人が知識と経験を結集し、喜びも悩みも分け合い、人がつながり互いに育ち合い、社会全体で子どもと子育て家庭の健やかな成長を支援し、楽しく子育てができるまちを目指します。

子どもから大人まで全ての市民がいきいきと暮らし、自らをさらにはお互いを高め合い、相互に信頼し成長していくことができるまちを目指すとともに、生涯を通じて学び続けることができ、学んだことを地域に生かし活躍できるまちを目指します。

また、まちの魅力を認識し、地域とのかかわりを通じてふるさとへの愛着を育み、誰もが住み続けたいと思うまちを目指します。

政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

最も基礎的な自治の組織である地縁で結ばれた自治会組織のあり方について共に考え、その取組を支援するとともに、地域に対する愛着やまちづくりへの意識の向上を図り、自治組織において地域の課題を自らが解決する力を高めるよう地域コミュニティの強化を推進します。

また、様々な地域課題に対応する市民活動の活性化に向けて、人材の育成や活動の場づくり、多世代にわたる人づくり、新たな資金調達の仕組みづくり等に対する支援を強化します。

さらに、市職員が積極的に地域活動に参加し、市民とともに知恵を出して地域課題の解決に努め、多様な主体による協働のまちづくりを推進します。

政策2 子どもが健やかに育つまち

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援をはじめ、子育て家庭の負担軽減を図るなど若い世代が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。

また、保育を必要とする人の希望をかなえ、一方で、家庭での保育を含め多様化する子育てニーズに対応できる子育て環境の充実を図ります。

併せて、幼児教育と保育の質の向上を図り、全ての子どもの健全な発達が保障される保育環境づくりを推進します。

さらに、地域で活動する様々な団体等と連携した子育て支援を展開し、子育て家庭の不安の解消、地域ぐるみで児童虐待等から子どもを守り育てる地域ネットワークの強化を図ります。

政策3 未来を創造するひとをつくるまち

年少人口が年々減少する中、次代を担う子どもの健全な育成は重要な課題となっています。

そのため、子どもたちの豊かな心と確かな学力を育み、社会を生き抜く力を身につけられるよう、地域住民と協力し保幼小中連携を図り一人一人に応じた指導や支援、障害のあるなしに関わらず可能なかぎり共に学ぶ環境づくりを進めるなど、全ての子どもの育ちを支える仕組みを構築します。

また、困難化する学校問題を解決する教育環境を整えるとともに、大学や研究機関との連携等により、教職員を支援し、指導力の向上を図るとともに、社会の情報化や国際化に対応したカリキュラムの導入など教育内容の充実を図ります。

さらに、地場産物の積極的な活用など地域の農業と連携し、食や農と教育を結びつけ、より充実した安全安心な学校給食を提供します。

施設面については、老朽化しつつある学校施設や設備の計画的な改修など子どもが安心して快適に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

市民の学習ニーズや自己実現に向けた気運の高まりに対しては、生涯を通じて学ぶことができ学習の成果が活かせる仕組みを充実させ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現につなげる一方、本市の豊かな自然、木地師や近江商人発祥の地をはじめ奥深い歴史や文化等を生かし、市民のふるさと意識の醸成を図ります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック、国体などスポーツへの気運の高まりを生かし、市民それぞれのライフステージで運動に親しむことができる機会づくりや市内スポーツ施設の有効活用を進めます。また、7館の図書館の特徴とネットワークを生かした質の高い図書館サービスの推進を図ります。

基本方針 2 くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

子どもから高齢者まで全ての市民が住み慣れた地域で共に支え合い、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる豊かな自然環境をいつまでも大切にするとともに、快適な生活環境が整った安全で安心して笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

現代に受け継がれている相互扶助の精神を生かしながら、地域にあった市民の暮らしを支える仕組みを充実し、地域福祉力の向上を図ります。

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など地域住民の多様なニーズに応え、自立し充実した地域生活を実現するため医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「東近江市版地域まるごと支援システム（地域包括システム）」の構築を進めます。

また、子どもの健やかな成長を目指して、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の充実と、一人一人の発達状況に応じたきめ細かい相談や支援ができる仕組みづくりを推進します。

一方、健康づくりでは、ライフステージに応じた食育の推進をはじめ保健予防や介護予防活動の推進により、健康寿命の延伸を図るとともに、誰もがいつでも質の高い医療を受けられるよう市立病院、診療所及び救急医療の充実など安心できる地域医療体制づくりを進めます。

さらに、在宅医療を充実するため、家庭医をはじめとした在宅医療を担う人材育成を図るとともに、医療介護連携を強化し、地域完結型医療の実現を目指します。

このように、全ての人々の尊厳が守られ、自分らしく活躍できる生活が送れる地域共生社会の実現を図ります。

政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

全ての人々の人権が尊重され、市民一人一人が輝き、安全で安心して生活することができる環境を整えていくことが大切です。

そのため、市民、団体、事業者、行政等が連携し、一人一人が大切にされ、人権尊重の考え方を基本にした人間関係が広がる地域づくりを進めます。

また、企業等との連携のもと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めるとともに、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる男女共同参画の実現に向け取り組みます。

市民に身近な行政サービスについては、住民情報の適正な管理、迅速かつ正確な戸籍等事務や諸証明交付の利便性の向上を図るとともに、市民生活相談や消費者問題の啓発に取り組むなど、市民が安心して暮らせる生活環境を整えます。

医療保険等については、誰もが安心して医療を受けることができ、暮らしを支える安定した医療保険や給付制度の確保を図ります。

また、市内外を結ぶ公共交通の利便性の向上を図り、快適で暮らしやすいまちづくりを進め、交通安全を推進し、安全で安心して暮らすことができる住みやすい地域づくりを進めます。

さらに、森・里・川・湖など本市の豊かな自然と人々の営みとのつながりを再確認し、再生可能エネルギーの普及、森林整備促進、エコツーリズムや環境体験学習の推進など、自然や文化をはじめとする地域資源の保全、再生及び活用を図り、市民が豊かさを感じる循環共生型のまちづくりを進めます。

政策6 共につくり安全に暮らせるまち

地震、台風、大雨等の自然災害、火災、犯罪などから市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができる環境を整えていくことが重要です。

そのため、消防団活動の支援、消防施設や資機材の整備、災害関連情報の収集伝達体制の強化とともに市民の防災意識の向上と減災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組みます。

また、自治会や防犯活動団体への支援や市民の防犯意識の向上に努めるとともに、特定空家等の対策、防犯灯の整備など安全な暮らしの確保を図ります。

基本方針 3 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

農林水産業、工業、商業、観光など様々な産業がバランスよく発達した本市の特徴を生かし、若い世代をはじめ、市民が働き住み続けることができる活力あるまちを目指します。

また、市民の暮らしを支えるため、地域の特性に応じた市街地や都市基盤の整備、計画的な土地利用を進めるなど、都市機能が充実したまちを目指します。

さらに、道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設については、長期的な視点を持ち、安心して利用できる環境を目指します。

政策7 活力とにぎわいのあるまち

自然の恵みを生かした特色ある農林水産業の成長を目指し、担い手の確保や育成を図るとともに、東近江市産農産物の発信力や販売力の強化、地域農業を見据えた食の教育の推進、地産地消の推進、獣害対策の強化、水産品のブランド化など儲かる農業や漁業の確立を図り、農水産業の振興に努めます。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境を生かした地域の活性化等を図ります。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、山林境界の明確化、地元産材の活用を促す搬出間伐の拡大、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進します。

商工業については、集客力を高める商業施設の誘致や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業支援や質の高い雇用の創出、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図ります。

観光については、鈴鹿の山々の緑、琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性を生かしつつ、受入れ態勢の充実や幅広い情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図ります。

政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

二度の合併で誕生した本市の広大な市域に形づくられた地域特性を生かしつつ、市民の快適な生活、地域の産業活動等を支えるため、基盤となる都市機能を整えることが必要です。そのため、都市と農村が自然と共生し、地域の特性を生かした自立的な発展及び駅やインターチェンジを活用した計画的で効果的な土地利用を進めます。

また、広域的な交通網の整備推進、鉄道駅を中心とした市街地の整備や域内道路ネットワークの充実を図る一方、都市機能の集約化と街路や公園等の整備を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

さらに、安心してインフラ施設が利用できるよう施設の点検や機能向上を図るとともに、市民の生命と財産を守るための河川の整備を進めます。

政策9 安全安心な上下水道のあるまち

これまでに整備が進められた上下水道施設をもとに、安全な水を安定的に供給するとともに、快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、老朽化が進む上下水道施設について、適正な維持管理と計画的な更新を図ります。

基本方針 4 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

自然、歴史文化、暮らし等の地域資源を生かしたまちづくりを推進し、若い世代が結婚や子育て等の希望をかなえ、定住移住の促進や人口流出の抑制を図り、将来にわたって誰もがいきいきと暮らせる東近江市の創生を目指します。

また、自主財源の安定的な確保や効率的かつ効果的な行政経営による健全な財政運営を行い、市民ニーズを的確に把握し、市民から信頼される市政を目指します。

政策Ⅱ 戦略的な地域の創生

社会経済情勢が大きく変化し財政状況が厳しくなる中、地域の活力や魅力を高め、定住移住策をはじめとした人口減少に挑戦する戦略的な行政経営を進めます。

様々な角度から地域を見つめ直し、地域の歴史や文化、鈴鹿から琵琶湖まで広がる自然等の魅力を市民自らが再認識することで地域への愛着を醸成するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みます。

また、近畿圏、中京圏の結節点に位置する強みを生かすなど戦略的な情報発信を通じて地域のブランド力や知名度を高めるシティプロモーション^{*}に取り組み、行きたいまち住みたいまちとして本市の魅力やアイデンティティを高めます。

さらに、地域自立の核となる中心市街地の賑わいの創出、個性と活力を有した魅力ある地域づくりや人・企業・情報・モノが集まり新たな価値を創造するまちづくりに取り組み、地域経済や人の流れの好循環の実現を図ります。

政策Ⅲ 安定した行政経営

市民の声をまちづくりに反映させる機会や情報の公開の充実に努めるなど、透明性を高め市民に信頼される行政経営に努めます。

また、財政状況が厳しい中であっても、行政サービスの充実や行政課題に的確に対応するため、中長期的な財政計画を策定するとともに、行政評価を通じて事業の「選択と集中」の徹底を図り遊休財産の整理や情報システムのクラウド化^{*}を推進するなど、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

さらに、職員一人一人の能力や意欲を高めるとともに、組織の連携を強め、挑戦する組織風土を形成するなど職員力と組織力の向上を図ります。

^{*}シティプロモーション：交流人口の増加や定住の促進、企業誘致等を目的として、地域のイメージや知名度を高める取組

^{*}クラウド化：自治体が情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組

政策12 公平公正な課税と徴収

行政経営の軸となる税収の確保に向けて、市民の納税意識の向上や納税の利便性を高めることにより収納率の向上を図るとともに、公平公正な賦課と適切な納税管理や滞納整理を進め、税負担の公平性確保に努めます。

政策13 議会・行政委員会

議会や各行政委員会について、それぞれの組織の使命、役割及び活動が十分発揮でき、市民に分かりやすい適切な情報収集や情報発信、的確な事務執行等に努め、各組織の円滑な運営を支援します。

共通の認識

将来都市像の実現のため、基本方針に基づく具体的な施策の展開に当たり、次の共通の認識を踏まえて取組を進めます。

1 協働

目まぐるしく変動する社会や経済情勢の中で、地域課題や市民ニーズは多様化・複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。

本市では、環境、福祉、教育等の取組を進めていくに当たり、市民、事業者等の参画の下、地域の個性を生かしたまちづくりの展開を図ってきました。

今後も、持続可能な地域社会を構築するため、行政と市民がそれぞれの能力・役割・責任をしっかりと理解・尊重しつつ、あらゆる場面において地域人材を育成し、将来にわたって安心して暮らすことができる協働のまちづくりを推進します。

2 人権

我々の身の回りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人等の様々な人権問題が存在しています。人権の世紀と言われる今日、市民、団体、事業者、行政等が一体となり様々な場面で人権に配慮した取組を行い、市民一人一人の人権意識を高め、誰もが自らの個性や能力を生かし、いきいきと暮らせる人権のまちづくりを推進します。

3 安全・安心

日常の暮らしの中には、自然災害、事故、犯罪など生命、身体、財産等に影響を及ぼす事態が生じるおそれがあり、市民の安全安心の確保に努める必要があります。

まちづくりを推進する際には、あらゆる事態を想定し、危機発生を未然に防ぐリスク管理に努めるとともに、事故発生時の被害を最小限に食い止めるための危機管理対応を構築するなど、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 環境

地球規模での環境問題が深刻化する中、市民の暮らしや企業活動等地域の様々な場面で環境に配慮した取組が必要となります。

市民、事業者、行政等が環境に対する意識を高め、環境に配慮した都市基盤の整備や事業活動、ライフスタイルへの転換を図ることで、環境負荷を低減する持続可能なまちづくりを推進します。

第3章 将来人口

本市の人口は平成17年(2005年)をピークに減少の局面に入っており、平成27年(2015年)10月1日現在(国勢調査)の総人口は114,180人となっています。

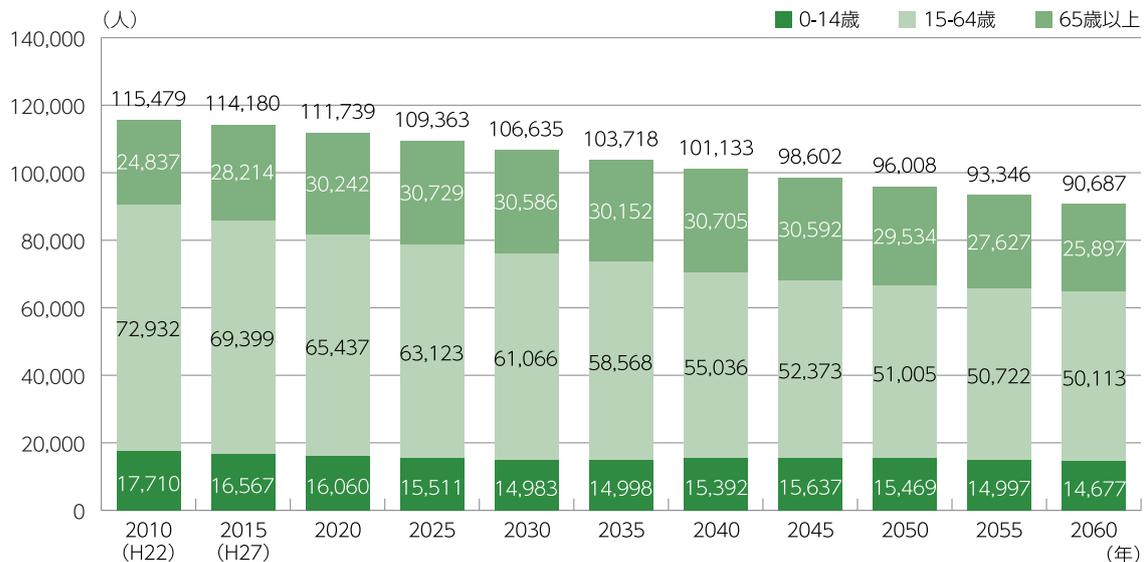
今後も、人口の減少傾向は続くことから、人口に関する目指すべき方向性として、定住の促進と人口流出の抑制に取り組むとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、地域の資源を生かした活性化を行う必要があると考えます。

こうした取組により本市の将来目標人口を、2040年に10万人、2060年には9万人とします。

■ 総人口と年齢3区分別構成比の推移

単位：人

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口		115,479	114,180	111,739	109,363	106,635	103,718	101,133	98,602	96,008	93,346	90,687
0~14歳	人口	17,710	16,567	16,060	15,511	14,983	14,998	15,392	15,637	15,469	14,997	14,677
	比率	15.3%	14.5%	14.4%	14.2%	14.1%	14.5%	15.2%	15.9%	16.1%	16.1%	16.2%
15~64歳	人口	72,932	69,399	65,437	63,123	61,066	58,568	55,036	52,373	51,005	50,722	50,113
	比率	63.2%	60.8%	58.6%	57.7%	57.3%	56.5%	54.4%	53.1%	53.1%	54.3%	55.3%
65歳以上	人口	24,837	28,214	30,242	30,729	30,586	30,152	30,705	30,592	29,534	27,627	25,897
	比率	21.5%	24.7%	27.1%	28.1%	28.7%	29.1%	30.4%	31.0%	30.8%	29.6%	28.6%
75歳以上	人口	13,056	13,802	15,216	17,474	18,353	17,793	17,334	17,228	17,914	17,801	16,723
	比率	11.3%	12.1%	13.6%	16.0%	17.2%	17.2%	17.1%	17.5%	18.7%	19.1%	18.4%



※「総人口と年齢3区分別構成比の推移」は東近江市人口ビジョン(平成27年(2015年)10月策定)による。なお、2015年は平成27年国勢調査人口に置き換えている。

※平成22年及び平成27年国勢調査の実績人口データには年齢不詳分が含まれているため、年齢判明分の人口の割合で年齢不詳分を按分し年齢判明分に加算している。

第4章 将来の土地利用の方向性

本市は市域の6割近くを森林が占めており、市域の2割程度の農地、鈴鹿山脈を源とする愛知川、日野川等の河川、これらの河川が流れ込む琵琶湖など豊かな自然環境を有しています。また河川の流域には田園が広がり農村集落や里山が点在し、美しい田園風景を形成しています。

一方、古くから活発な経済活動の場として「市」が栄えた商業都市としての歴史を有し、近畿圏や中京圏の結節点に位置していることや交通の利便性等のポテンシャルを生かし、商業、工業等の多様な機能や住宅が集積しています。

これらの様々な特性をもった土地について、それぞれの特性を確保しつつ、本市の将来の発展に向けて、バランスのとれた都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

1 農用地

平野部に広がる農用地は、県下有数の穀倉地帯であり、県下一位の農業生産高を誇っています。

農用地の周辺には、集落、里山など多様な景観が一体的に調和して存在し、美しい田園風景を形成しています。

農用地においては、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤や住環境の整備、農業のもつ多面的機能の維持増進を図り、さらに、美しい自然と調和した農村環境を交流の資源として活用に努めます。

2 森林

鈴鹿の山々を中心とする森林は、木材の供給源としての役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、災害防止、さらには、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しています。

森林においては、自然環境や生活環境に配慮し、森林の保全や木材としての活用に努めるとともに、自然に親しむ癒しの場としての保健休養機能やレクリエーション、観光、教育等の場としての交流機能の向上を図ります。

3 河川・水辺

愛知川、日野川等の河川は、豊かな自然環境を有する一方、本市の農業を支える用水や自然災害から市民の命を守る役割等様々な機能を有しています。

また、国内最大の湖である琵琶湖は、京阪神の重要な水源であるとともに、水生生物の宝庫であり、市民をはじめとする多くの人の憩いの場となっています。

河川や水辺においては、多様な生態系を育む自然環境の保全を基本としつつ、適正な管理と整備を図る一方、人々に潤いを与える空間として、観光、レクリエーション等の活用に努めます。

4 市街地等

市域には、国道8号や国道421号が通り、近江鉄道やJRの鉄道駅、さらには名神高速道路八日市インターチェンジ等の交通結節点を有し、その周辺に市街地を形成しています。

また、八日市駅前をはじめとする商業地や八日市インターチェンジ周辺を中心とした工業地のほか、住宅地、公共機関等の多様な機能が集積し、本市の都市機能の中核を担っています。

市街地においては、都市基盤の整備、居住環境の改善をはじめ、商業、工業、交流、サービス、文化、行政サービスなど魅力ある市街地としての機能の強化を図り、総合的な都市生活機能の拠点としてふさわしい市街地の形成とにぎわいの創出を図ります。

第5章 計画の推進に当たって

総合計画の推進に当たっては、職員一人一人が行政課題に共通の認識を持ち、行政の各部局が連携して政策の立案や事業実施に関わり、総合的に政策を推進する体制を強化し、効果的な施策の推進を図ります。

また、持続可能な地域づくりのため、中長期的な財政運営に努め、行政評価の実施や経営資源を最大限に生かすとともに、選択と集中を図った事業展開を行い、時代の潮流を見極め的確に対応する創造的な行財政運営に挑みます。

また、広域のエリアや近隣市町との連携による経済や産業圏域の形成、国や県と連携した広域的な視点による基盤の整備を図るなど、交流と連携による取組を効果的に進め、自立的な地域づくりに努めます。

第1章

第1節

第2節

第2章

第1節

第2節

方針基本1

方針基本2

方針基本3

方針基本4

認識の

第3章

第4章

第5章